



SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

9月号 Vol. 79

今月の SMILE

中国の外資独資証券会社第1号が誕生

まいど おおきに！

最近暑さも次第に和らいできて、秋を感じます。

8月6日に、J.P.モルガン証券(中国)有限公司(以下、J.P.モルガン証券(中国)とする)は、中国証券監督管理委員会(CSRC)が、J.P.モルガン証券(中国)の支配株主であるJ.P.モルガン・インターナショナル・ファイナンス・リミテッドに対して、J.P.モルガン証券(中国)の他の中国国内株主5名が保有する持分を譲渡してJ.P.モルガン証券(中国)の100%株主となるための申請を許可したことを発表しました。つまりJ.P.モルガン証券(中国)は、中国で最初の外資100%独資の証券会社になったのです。

J.P.モルガン証券(中国)は2019年に設立され、中国の上海に本社を置いています。2020年3月より正式に営業を開始し、中国国内および海外の顧客に証券仲介業、証券投資顧問業、証券引受・スポンサー業を提供しています。

J.P.モルガン・アジア・パシフィックの会長兼CEOのフィリップ・ゴリ氏は、「中国で100%出資の証券会社を設立・運営できるようになったことは、この重要な市場で達成したもう一つの大きなマイルストーンとなりました。このことは、成長する金融市場と多様化する顧客ニーズを背景に、J.P.モルガンの中国における事業基盤と能力をさらに強化するものと確信しています。」と述べています。J.P.モルガンの実力をあらためて感じました。

8月17日に第10回中央財經委員会が開催され、その中で今後の経済目標として「共同富裕」が掲げられました。国民全体の富裕という意味で、一部の人が富裕になることではなく、上位と下位の所得層を少なくし、中間所得層が多い「オーリーブ型」の所得分配構造を目指すということです。従来は、「豊かになれる者から先に豊かになる」という「先富論」の時代でしたが、これからは「先に儲けた者が富を社会に還元させる」という時代が予見されます。この共同富裕を実施する手段として、「三次分配」という言葉が注目されています。今まで伝統的な富の分配は、「一次分配＝市場メカニズムによる分配」、「二次分配＝税金や社会保障による再分配」でしたが、これに新たに「三次分配＝寄付、慈善事業」が加わることとなります。三次分配とは、「高すぎる収入を合理的に調整し、高収入層と企業にさらに多くを社会に報いることを奨励する」と言及されています。IT企業大手のテンセントは、この発表後すぐに低所得層の雇用創出や基礎医療改善のために、500億元の資金を提供したそうです。早い対応ですね。

9月は中秋節があります。今年の中秋節である9月21日に、きれいなお月様がみれることを期待しています。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

中国の輸出、コロナ影響で伸び鈍化 7月は19%増

中国税関総署が8月7日発表した7月の貿易統計(ドル建て)によると、輸出は前年同月比19.3%増の2,826億ドル(約31兆円)だった。増加率は6月(32.2%)から鈍化した。品目別では、医療機器などの新型コロナウイルス関連の伸びが縮小している。

新型コロナの世界的な流行による影響を強く受けた前年の反動増が薄らいできたことに加え、輸出基地である中国南部の広東省で感染者が増加して港湾物流が滞ったことなどが響いたとみられる。現在、中国各地では感染力が強いデルタ株の感染があらわれ、封鎖措置や移動制限をとる地域が増えており、今後の経済への影響が懸念される。

輸入は28.1%増の2,260億ドルだった。原材料価格の高止まりもあって高水準が続いているものの、増加率は6月(36.7%)から縮小した。輸出と輸入を合わせた輸出入総額は23.1%増だったドル。

1~7月では、輸出は前年同期比35.2%増、輸入は34.9%増だった。輸出入ともに米国、欧州連合(EU)、東南アジア諸国連合(ASEAN)向けなどの伸びが目立つ。

7月のPPI、前年比+9%、CPI、1.0%上昇

[北京 9日 ロイター] 国家統計局が8月9日に発表した7月の生産者物価指数(PPI)は前月から上昇が加速し、アナリスト予想を上回った。原材料価格の高騰に苦しむ企業に一段と圧力がかかっている。消費者物価指数(CPI)は伸びが鈍化した。PPIは前年比9.0%上昇。6月は同8.8%上昇で、ロイターがまとめたアナリストの予想も同8.8%上昇だった。PPIは前月比で0.5%上昇。上昇率は6月(0.3%)から加速した。

CPIは前年比1.0%上昇で、6月(1.1%上昇)から減速した。政府の今年の目標(3%前後)を大きく下回っている。アナリストの予想中央値は0.8%上昇だった。

前月比では0.3%上昇。6月は同0.4%上昇。アナリストの予想は同0.2%上昇だった。食品は前年比3.7%低下。非食品は同2.1%上昇した。

変動の大きい食品やエネルギーを除いたコアCPIは前年比1.3%上昇。6月は同0.9%上昇だった。中国経済は、今年8%を超える成長を記録しそうな勢いだが、アナリストは、新型コロナ禍からの回復に伴い急増した需要はピークアウトしたと指摘し、サプライチェーンの目詰まりや感染力の強い新型コロナの変異株の広がりを背景に成長は鈍化すると予想している。

野村は「国内のインフレ圧力は概ね制御可能。PPIが予想より強かったことに当局は過剰反応しないとみられる。年内は『的を絞った引き締め+全体的な緩和』という政策の組み合わせを維持すると予想する」と述べた。

中国人民銀行(中央銀行)は7月に銀行預金準備率を引き下げ、1兆元(1,544億ドル)の長期流動性を供給。アナリストの間では、年内に再引き下げを予想する向きが多い。

ピンポイント・アセット・マネジメントのチーフエコノミストは「パンデミックの深刻化が世界のサプライチェーンをさらに混乱させている」と述べた。

<回復失速>

国家統計局は声明で、原油価格の上昇、一般炭の需要拡大が物価を押し上げていると指摘した。石炭の採掘・洗浄価格は前年比45.7%、製鉄価格は同54.6%それぞれ上昇した。

ピンポイント・アセットは、当局が徹底した感染対策を講じていることで、サプライチェーンにさらに圧迫され、インフレ圧力は年後半も続くとの見方を示した。

8日確認された新型コロナ新規感染者は125人。国内感染は大半が中部の河南省と東部江蘇省で報告された。国内の感染再拡大、政府の対応策への不透明感からゴールドマン・サックスとバークレイズは最近、第3・四半期の成長率予想を引き下げた。

8月7日発表の7月の貿易統計では輸出の伸びが鈍化した。物流の滞りや素材・輸送コストの上昇などが輸出に悪影響を与えている。

裁判の実例からみた解雇保護の最新実務 — 労働契約の違法解除後の履行継続は可能か

1. はじめに

中国における会社と従業員間の労働契約に関し、使用者である会社がやむを得ず労働者たる従業員との労働契約を解除することがある。そうしたケースで同水準の賃金での再就職が難しい場合、従業員は、会社による労働契約の違法解除であるとして労働契約の履行継続を求めることがあるが、最近の関連司法実務においては、労働契約の履行継続を支持するか否かに関する裁判所の判断に変化が生じつつある。本稿では、関連裁判の動向などを含め、労働契約の違法解除に関する法的救済及び司法実務の動向について分析のうえ、使用者である会社としての注意点を検討するものとした。

2. 労働契約の違法解除に関する法的救済

労働契約の違法解除について、「中華人民共和国労働契約法」(以下、「労働契約法」という) 48 条によると、使用者が同法の規定に違反して労働契約を解除又は終了し、労働者が労働契約の継続履行を要求する場合には、使用者は、労働契約の履行を継続しなければならないが、労働者が労働契約の継続履行を要求せず、又は既に労働契約の継続履行が不可能である場合には、使用者は、労働者に対し、同法 87 条の規定に従い賠償金を支払わなければならない。この規定からわかるとおり、中国においては労働契約の違法解除に対して、「労働契約の履行継続」と「賠償金の支払い」という 2 つの救済方法がある。2 つのうちいずれを取るか、選択権は労働者にあり、同一の事件において労働者は 1 つの救済方法のみを選ぶことができる。

法律規定の内容からみると、「労働契約法」は労働契約の履行継続を違法解除に対する優先的救済方法とするものであり、労働者自らが労働関係の回復を求めない又は労働関係が客観的に回復できない場合のみ、賠償金の支払いを適用できると読み取れる。一方、労働関係は単なる経済的関係のみならず、人的関係でもあるため、労働関係の維持には労使双方の信頼性の構築が重要であり、長期的かつ安定的な労働関係を維持するためには双方の利益のバランスを取る必要もある。したがって、労働者と使用者の間に労働争議が発生した場合、労働関係の回復は難しいことが多いのが現状である。司法実務上、使用者と労働者の間における労働関係の再構築に必要な基本的信頼関係が喪失したことを理由として、労働契約の履行継続ができないとした裁判例もある。

他方、実務において、労働者が次の要因により労働契約の履行継続を求めるケースもある。すなわち、①賃金の高い労働者は、違法解除の賠償金を計算する基数に「地域の平均賃金の 3 倍」という制限があるため、受け取れる賠償金が自らの賃金基準より大幅に低くなる場合がある、②再就職が困難な労働者は、受け取れる賠償金とその後の生活を十分保障するものであるか懸念がある、③労働契約の履行継続の要求が仲裁機関・裁判所に支持された場合、使用者は仲裁・訴訟期間内(労働仲裁から一審・二審までほぼ 1 年間かかる)に発生した労働者の賃金損失全額を支払う必要がある。

3. 解雇保護に関する裁判の動向

労働契約の違法解除について、裁判所が履行継続の可否を判定する際の判決理由からは、客観的な労働契約履行継続の実行可能性や必要性、使用者と労働者の主観的な考え、労働契約の履行継続が信義誠実原則に反していないか、使用者の全体的な管理に影響しないか、新たな紛争を惹起しないかなど、様々な要素を裁判官が総合的に判断し、双方の利益のバランスを取ろうとしていることが窺える。

しかし、裁判官の立場からすると労働者を弱者として捉えることが一般的であり、使用者と労働者との間に発生した労働争議において、裁判所は無意識に利益の天秤を労働者のほうに傾けがちである。上海市の司法実務を確認すると、2017 年までの労働契約違法解除に関する案件では、履行継続の判決が下された比率は履行継続不能の判決を大幅に上回っている。

一方、使用者である会社にとって、労働者との労働関係の解除は、双方のその時点における権利義務関係の終了を意味するだけでなく、使用者の自主管理権の行使にも関わるものであり、使用者は市場の状況やニーズに基づいて人

材の調整を行う権利を有して然るべきである。また、一部の労働者は使用者との間の労働関係が「元の鞘に収まる」のは難しいと承知しながらも、違法解除の賠償金を上回る争議期間の賃金損失補償を目的として、裁判所に対し労働関係の回復を求めることがある。さらに近年、裁判所は労働契約の履行継続に関する執行の難度が高まり、執行の効果の保証も難しくなっていることを意識しつつある。加えて、理論及び実務の両面で、中国では労働者保護のレベルが高すぎるのではないかと指摘もある。

これらを受けて、ここ数年、労働契約の違法解除において、履行継続が原則的な救済措置となることは減少しつつある。上海市を例にとると、近年、裁判所が履行継続不能と判決した事件は徐々に増加しており、履行継続の判決が下された事例を上回っている。実際に、2020年に上海市の各裁判所が下した違法解除事件に関する判決を確認すると、履行継続不能と履行継続の割合はそれぞれ 86.4%と 13.6%となっている。

そのうち、裁判所が履行継続不能と認定した理由としては、①元の職場が廃止された/すでに存在しない、②元の職場ですでに別の人が採用されている、③労働者がすでに別の仕事を見つけている、④労働契約がすでに期限満了した、⑤労使間の信頼関係が破綻している、などが挙げられるが、なかでも①と②が多く見受けられる。なお、前述のように、裁判官が単純に使用者と労働者との間における労働関係の再構築に必要な基本的信頼関係の喪失を理由に、労働契約の履行継続不能を認定したケースもある。

4. 使用者としての注意点

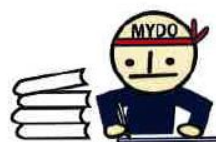
会社が労働契約を解除しうる事由について、「労働契約法」39条、40条及び41条には、主に、「過失による解雇」、「過失によらない解雇」、「経済的人員削減(リストラ)」という3つの法定解雇事由が定められている。したがって、会社側としては、法令に適合し、根本的に違法解除となるリスクを避けるため、労働契約や就業規則において、できる限り自社の客観的状況に基づき労働契約の履行を継続できない状況、「重大な違反」、「業務に堪えない」、「客観的な状況に重大な変化が生じた」などの法定解雇事由の具体的状況を明確に列挙し、包括的条項を設けたうえで、民主的な手続を経て、労働者が上記の内容を明確に承知したことを記した受領書などの書類を証拠として確保し、将来の労働争議発生リスクを低減することが望まれる。

一方、会社がすでに労働契約の違法解除のリスクを抱えている場合、賃金水準の高い管理職については、労働契約履行継続の認定がなされないような理由付けのため、労働契約の解除後、早期に代替りの新しい人員を雇用する方法をとることが挙げられる。そのうえで仲裁機関/裁判所に対し、2名の管理職の費用を重複して支払うことは難しく、解除済みの労働関係は客観的に回復しえないと説明すれば、納得してもらえることも期待できる。そのほか、実情に応じて労使双方の信頼関係が破綻したことを証明する証拠をできる限り収集することにより、労働関係の回復は困難であると主張することも考えられる。

情報提供: 金杜律师事务所

会計・税務情報

都市維持建設税法の施行について



2020年8月11日、第13期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で「中華人民共和国都市維持建設税法」(主席令51号)の実施が決議されました。当該新税法は2021年9月1日より施行し、従来の「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(国発〔1985〕169号)は同時に廃止されます。

新税法と従来の暫定条例の変更点は次ページの通りにまとめました。

項目	都市維持建設税法	都市維持建設税暫定条例	変更点
課税ベース・課税範囲	<p>第一条 中華人民共和国国内で増値税・消費税を納付する単位と個人を都市維持建設税の納税人とし、本法律の規定に基づき都市維持建設税を納付しなければならない。</p> <p>第二条 都市維持建設税は納税人が実際に納付した増値税・消費税の税額を課税ベースとする。</p> <p>都市維持建設税の計算根拠に関しては、規定に基づき増値税の期末未控除税額の還付された税額を控除しなければならない。</p> <p>第三条 輸入貨物或いは国外単位と個人が国内で役務、サービス、無形資産の販売時に納付する増値税、消費税額に対し都市維持建設税を徴収しない。</p>	<p>第二条 製品税・増値税・営業税を納付する単位と個人は、都市維持建設税の納税義務者（以下「納税者」と略称する）であり、本条例の規定に従い都市維持建設税を納付しなければならない。</p> <p>第三条 都市維持建設税は納税人が実際に納付した製品税・増値税・営業税の税額を課税ベースとし、製品税・増値税・営業税と区別して同時に納付する。</p>	<p>新税法では課税範囲をさらに明確に規定された。</p> <p>それに、現行の増値税規定に従い、課税ベースの計算に関しては増税税期末未控除留保・還付税額を控除することを追加された。</p>
納税者所在地	<p>第四条 都市維持建設税の税率は以下の通り。</p> <p>納税者の所在地が市区の場合、税率は7%とする。</p> <p>納税者の所在地が県城、鎮の場合、税率は5%とする。</p> <p>納税人の所在地が上記以外の場合、税率は1%とする。</p> <p>前項でいう納税者所在地とは、納税者の住所又は納税者生産経営活動に関するその他場所、具体的な内容は省、自治区、直轄市より確定する。</p>	<p>第四条 都市維持建設税の税率は以下の通り。</p> <p>納税者の所在地が市区の場合、税率は7%とする。</p> <p>納税者の所在地が県城、鎮の場合、税率は5%とする。</p> <p>納税人の所在地が上記以外の場合、税率は1%とする。</p>	<p>新税法では「納税者所在地」の解釈が追加された。</p>
減免措置	<p>第六条 国民経済と社会発展の必要性に応じ重大公共基礎施設の建設、特殊産業と集団、及び重大緊急事件の対応などの状況に対し、國務院は都市維持建設税の減税または免税を規定でき、全国人民代表大会常務委員会に備案の手続きを行う。</p>	なし	<p>新税法では特殊な状況に対し減税・免税の処理が規定された。</p>
納税義務の発生時期、源泉徴収義務者	<p>第七条 都市維持建設税の納税義務の発生時期は、増値税・消費税の納税義務の発生時期と一致する。増値税・消費税を納付すると同時に都市維持建設税を納付する。</p> <p>第八条 都市維持建設税の源泉徴収義務者は増値税・消費税の源泉徴収義務を負う単位と個人であり、増値税・消費税を源泉徴収すると同時に、都市維持建設税を源泉徴収する。</p>	<p>第五条 都市維持建設税の徴収・管理・納税・賞罰等の事項は、製品税・増値税・消費税の関連規定に準じて処理する。</p>	<p>新税法では納税義務の発生時期、納税義務者などの要素を明確にした。</p>

企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第 10 回 特定取引の会計処理 その 5

前月号では、新収益基準の第 5 章の「特定取引の会計処理 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与」を取り上げました。今月号は、第 5 章の「特定取引の会計処理 ライセンスの供与」を取り上げます。

第 5 章の特定取引の会計処理は、以下のような構成になっています。

- ① 返品権付きの販売 (第 32 条)
- ② 財又はサービスに対する保証 (第 33 条)
- ③ 本人と代理人の区分 (第 34 条)
- ④ 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与 (第 35 条)
- ⑤ ライセンスの供与 (第 36～37 条)
- ⑥ 買戻し契約 (第 38 条)
- ⑦ 顧客により行使されない権利 (第 39 条)
- ⑧ 返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払 (第 40 条)

そこで今月号では、上記⑤を解説します。

1. ライセンスの供与に関する条文内容(新収益基準第 36～37 条)

36 条: 企業がクライアントに知的財産ライセンスを供与する場合、本準則第 9 条及び第 10 条に従って、知的財産ライセンスが単一の履行義務を構成するかどうかを判定する。

さらに、知的財産ライセンスを供与する約束が、顧客との契約における商品(サービス)を移転する約束と別個のものであり、単一の履行義務を構成する場合、それが一定期間にわたり充足される履行義務であるか、或いは一時点で充足される履行義務であるかを判定しなければならない。企業が顧客に知的財産ライセンスを供与し、同時に、以下の条件を満たす場合、一定期間内に充足される義務として、関連する収益を認識する必要がある。それ以外の場合、関連する収益を、ある一時点で履行義務が充足されたとして認識する必要がある。

- (1) 知的財産ライセンスにより顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約より定められている、或いは顧客により合理的に期待されていること。
- (2) 当該活動により、顧客が直接的に有利または不利な影響を受ける場合。
- (3) 当該活動の結果として、特定の商品(サービス)が顧客に移転されない場合。

37 条: 企業が顧客に知的財産ライセンスを供与し、かつ顧客が実際の販売或いは使用情況に応じて、ロイヤルティを支払うことを約定している場合、次の 2 つの点のいずれか遅い方で、ロイヤリティについて収益を認識する。

- (1) 知的財産ライセンスに関連して顧客が売上高を計上する、或いは顧客が知的財産ライセンスを使用する時。
- (2) 企業が関連する履行義務を充足する時。」となっています。

2. 解説

(1) 知的財産ライセンスの供与が単一の履行義務を構成するかどうか(上記第 36 条の黄色の網掛け部分)について

企業が顧客に知的財産ライセンスを供与する際に、同時に商品(サービス)を販売する場合があります。これらの約束は、契約で明示的に合意されている場合もあれば、企業が公表しているポリシー、具体的な声明、または過去の慣習に暗示されている場合もあります。そこで企業は、顧客に供与された知的財産ライセンスが、販売された商品(サービス)と明確に区別できるかどうか、つまり知的財産ライセンスの供与が単一の履行義務を構成するかどうかを評価し、そのうえで対応する会計処理を実行する必要があります。

そこで知的財産ライセンスと販売商品を明確に区別できない状況とは、以下の通りです。

- ① 知的財産ライセンスが有形製品の不可欠な部分であり、製品の通常の使用に不可欠である場合です。例えば、企業が機器と関連のソフトウェアを販売する際に、機器を正常に使用するためには、ソフトウェアを予め機器にインストールする必要がある場合などが該当します。
- ② 顧客が知的財産ライセンスと関連サービスの使用からのみ利益を得ることができる場合です。例えば、顧客はライセンスを取得しますが、企業が提供するオンラインサービスを通じてのみ関連コンテンツにアクセスできる場合などが該当します。

このように顧客に供与された知的財産ライセンスが、顧客との契約における商品(サービス)を移転する約束と区別できない場合、単一の履行義務を構成していることとなります。企業は知的財産ライセンス及び販売された商品(サービス)

を単一の履行義務として会計処理するものとします。

【例題】A社は所有する医薬の特許ライセンスをB社に10年間供与することにした。そして同時に、A社はB社のために対象となる医薬品を製造することを約束した。しかしA社は医薬品の支援に関連する如何なる活動も行わないことになっている。またこの医薬の製造工程は非常に特殊であり、故に他の会社がこの医薬を製造することができない。

→本例では、A社がB社に特許ライセンスを供与し、かつその製造サービスを提供することになります。市場にはこの薬を製造できる会社が他にないため、B社は特許ライセンスだけで利益を得ることができません。従って、特許ライセンスと製造サービスを明確に区別することはできないことになります。そこで会計処理では、特許ライセンスと製造サービスを単一の履行義務として扱うことになります。

→もし本例の前提条件が、他社もこの薬を製造できる場合は、特許ライセンスと製造サービスを明確に区別することができるので、各々を別個の履行義務として会計処理することになります。

(2) 知的財産ライセンスを供与する約束が、顧客との契約における商品(サービス)を移転する約束とは別個のものであり、単一の履行義務を構成する場合、それが一定期間内に充足するのか、或いは一時点で充足するのかの判定について(上記第36条の水色の網掛け部分)

企業から顧客に供与された知的財産ライセンスが、以下の3つの条件(上記緑色の網掛け部分)を同時に満たす場合、当該収益は一定期間内に充足する義務として認識されます。それ以外の場合、当該収益は特定の時点で充足される履行義務となります。

上記(1)の「知的財産ライセンスにより顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約により定められている、或いは顧客により合理的に期待されていること」とは、企業が顧客に知的財産ライセンスを供与した後、マーケティング、知的財産権の継続的な開発、または知的財産権の価値に影響を与える可能性のある日常的な活動など、いくつかのフォローアップ活動に従事することがあります。また企業と顧客が知的財産の経済的利益を共有することに同意した場合(たとえば、企業が請求するロイヤルティが顧客の売上に基づいて決定されるなど)もあります。これらのことは決定的な要因ではありませんが、「知的財産ライセンスにより顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約により定められている、或いは顧客により合理的に期待されていること」を示している可能性があります。

上記(2)の「当該活動により、顧客が直接的に有利または不利な影響を受ける場合」とは、企業が実施するこれらのフォローアップ活動により、関連する知的財産ライセンスが顧客に直接影響を及ぼすことです。この影響には、有益な影響と悪影響の両方が含まれます。一方、企業のフォローアップ活動が顧客に供与された知的財産ライセンスに影響を与えない場合、これらの活動は、将来の知的財産ライセンスを提供する企業の能力に影響を与える可能性がありますが、顧客が管理または使用する知的財産には影響しません。

上記(3)の「当該活動の結果として、特定の商品(サービス)が顧客に移転されない場合」とは、この活動によって、特定の商品(サービス)が顧客に移転されないということです。

(3) 第37条について

企業が顧客に知的財産ライセンスを供与し、顧客の実際の売上高または使用量に応じてロイヤルティを請求できることが同意された場合、それは顧客のその後の売上の実際の発生、または企業が関連する履行義務を充足する、のいずれか遅い方で収益を認識します。このことは変動対価を見積る場合の例外規定となり、次の2つの状況下のみで使用できます。第一に、特許権使用料や知的財産ライセンスのみに関連していること。第二に、ロイヤルティが、契約において、知的財産ライセンスおよびその他の商品(サービス)に関連している可能性があります。知的財産ライセンスに関連する部分が支配的な位置を占めている場合です。この例外が適用されないロイヤルティについては、変動対価を見積る場合の一般原則に従って取り扱われます。

来月号も、第5章の「特定取引の会計処理」の続きを取り上げます。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>